

特定非営利活動法人文化日独コミュニティー (JGCC)

ドイツ短期体験留学生支援事業実施要項

短期体験留学生支援事業は下記により実施する。

1. 支援を受ける者の決定と同意

- 1) 支援を受ける者は、別記募集要項に基づき応募した者の中から当法人が、合議選考の上決定する。
- 2) 当法人からの決定通知を受けた者は、この留学が本実施要項に基づいて実施されることに同意する旨の同意書を当法人に提出しなければならない。
- 3) 当法人からの決定通知を受けた者は、当法人の正会員となり、NPO 法人の活動を積極的に協力するものとする。

2. 留学地

- 1) 留学地は、原則としてドイツ連邦共和国（周辺国を含むこともある）とする。
- 2) 体験留学生の留学先がハンブルグ市である場合は、橋丸榮子（ハンブルグ市在住・当法人副理事長）が現地にて関係先との折衝、調整並びに留学生の指導等に当ることもある。

3. 研修プログラム

- 1) 支援期間は、原則として2週間ないし3週間の範囲で留学生の希望を考慮する。
- 2) 体験留学生が、現地の受け入れ先の都合等により予定した通りの勉強が難しくなった場合は、その状況に応じてプログラムの一部を変更しても良い。
その他、体験留学生が自分自身で解決困難な問題に直面した際は、当法人が東京事務所を通じてアドバイスをすることもできる。

4. 支援金

- 1) 当法人は、留学生の研修プログラムへの参加に関わる経費の一部を援助する。但し、1名について10万円を限度とする。
- 2) 当法人は、留学生の旅行中および現地滞在中の事故等の補償には一切応じない。留学生は自己負担により期間相当の額の海外旅行保険を加入することとする。

5. 終了後の報告並びに JGCC への協力

留学生は、体験留学終了後 1 カ月以内に、体験留学レポート（体裁、内容は自由）を当法人事務局宛に提出しなければならない。また、当法人の会合等での演奏協力等を求められたときは、これに応ずるなど当法人の活動に協力するものとする。

6. その他

本要項により留学することに同意した者が、留学の実施を中止した場合または留学中に不当な行為を行うなどにより当法人に損害をもたらした場合には、当法人より受領した支援金を全額返納するものとする。

以上